

主な農林水産物・食品のEPA関税率早見表（2025年8月8日時点）
※主な品目のみ掲載しています。これ以外の品目につきましては別途、相談窓口までお問い合わせ下さい。

品名	品名	品名	品名	品名	牛肉			豚肉			鶏肉			ぶり			魚			水産物			農産(食料)								
					0201.20(食肉・冷蔵、骨なし) 0202.30(冷凍、骨なし)			0203.20(冷蔵、骨なし)			0207.14(冷凍、分割)			【HS0202, HS0207, HS0212】0201.11 【HS0207, HS0202】0201.10			【HS0202, HS0207, HS0212】0202.20(冷蔵) 【HS0207, HS0202】0202.20(冷蔵) 0202.20(冷蔵)			【HS0202, HS0207, HS0212】0202.20(冷蔵) 【HS0207, HS0202】0202.20(冷蔵) 0202.20(冷蔵)			0207.21(冷蔵) 0207.22(冷蔵) 0207.23(冷蔵) 0207.24(冷蔵) 0207.25(冷蔵) 0207.26(冷蔵) 0207.27(冷蔵) 0207.28(冷蔵) 0207.29(冷蔵) 0207.30(冷蔵) 0207.31(冷蔵) 0207.32(冷蔵) 0207.33(冷蔵) 0207.34(冷蔵) 0207.35(冷蔵) 0207.36(冷蔵) 0207.37(冷蔵) 0207.38(冷蔵) 0207.39(冷蔵) 0207.40(冷蔵) 0207.41(冷蔵) 0207.42(冷蔵) 0207.43(冷蔵) 0207.44(冷蔵) 0207.45(冷蔵) 0207.46(冷蔵) 0207.47(冷蔵) 0207.48(冷蔵) 0207.49(冷蔵) 0207.50(冷蔵)			0207.21(冷蔵) 0207.22(冷蔵) 0207.23(冷蔵) 0207.24(冷蔵) 0207.25(冷蔵) 0207.26(冷蔵) 0207.27(冷蔵) 0207.28(冷蔵) 0207.29(冷蔵) 0207.30(冷蔵) 0207.31(冷蔵) 0207.32(冷蔵) 0207.33(冷蔵) 0207.34(冷蔵) 0207.35(冷蔵) 0207.36(冷蔵) 0207.37(冷蔵) 0207.38(冷蔵) 0207.39(冷蔵) 0207.40(冷蔵) 0207.41(冷蔵) 0207.42(冷蔵) 0207.43(冷蔵) 0207.44(冷蔵) 0207.45(冷蔵) 0207.46(冷蔵) 0207.47(冷蔵) 0207.48(冷蔵) 0207.49(冷蔵) 0207.50(冷蔵)			0407.21		
					MFN税率	EPA税率	PSR	MFN税率	EPA税率	PSR	MFN税率	EPA税率	PSR	MFN税率	EPA税率	PSR	MFN税率	EPA税率	PSR	MFN税率	EPA税率	PSR	MFN税率	EPA税率	PSR	MFN税率	EPA税率	PSR			
牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉	牛肉							
豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉	豚肉							
鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉	鶏肉							
ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり	ぶり							
魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚	魚							
水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物	水産物							
農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)	農産(食料)							

※MFN税率とは、EPAを利用しない場合の通常税率、WORLD TARIFF及び各々の税率率を参照してください。
※オーストラリアの「ウイスキー」及び「本格焼酎・泡盛」、並びにニュージーランドの「果酒」、「ウイスキー」及び「本格焼酎・泡盛」については、物品税相当額を含む税率を記載している。なお、物品税相当額は各品目ごとの課税対象外である。
※シンガポールの「ビール」及び「清酒」は、EPAを利用する場合はMFN税率であり、EPAを利用しない場合はMFN税率である。EPAを利用する場合はMFN税率である。
※EPA税率よりMFN税率の方が低い場合はEPAを利用する必要はありません。
※輸出先の税率が、この表とは異なる4桁コード・税率を適用する可能性がありますので、実際に輸出する前に、輸出先の税率をHSコード・税率を確認して下さい。
※輸出先のMFN税率については、国際協力税率(International Cooperation Tariff)が適用される可能性がありますので、実際に輸出する前に、輸出先の税率を確認して下さい。
※米国の税率について、米商標局第7月31日一審判決を以て、14%の追加税率が課税されています。この税率は日本企業にのみ適用され、今後改定される予定です。ご不明な点は、相談窓口にお問い合わせください。(8月8日時点)

